

## 沖縄 IT 津梁パークアジア IT ビジネスセンター入居募集要綱

### (趣旨・目的)

- 第1条 この要綱は、沖縄 IT 津梁パークアジア IT ビジネスセンター（以下「アジア IT ビジネスセンター」という。）における事業用専用区画の入居募集に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 アジア IT ビジネスセンターに入居する者は、国内外の企業と連携・協業してアジア展開の事業を行い、将来的に、沖縄 IT 津梁パーク内に民間資金により建設する施設（以下「企業集積施設」という。）等へ移転して事業を行うことが可能な者であり、情報通信関連産業の集積を目指す同パークの整備目的に合致するものでなければならない。

### (施設の位置等)

- 第2条 アジア IT ビジネスセンターの位置は、うるま市字州崎 14 番 11 とする。
- 2 事業用専用区画の区分及び面積等は別図のとおりとする。

### (入居応募資格要件)

- 第3条 事業用専用区画の入居に応募する者（以下「入居応募者」という。）は、次の(1)から(5)に定める要件をすべて満たしていなければならない。
- (1) 次のいずれかに該当する個人、法人又は法人格のない団体を構成する者であること。
- ア BPO やコールセンター事業を行う者
  - イ ASP・SaaS 事業を行う者
  - ウ ソフトウェア開発を行う者
  - エ オリジナルコンテンツ開発及び配信事業を行う者
  - オ テスティング事業を行う者
  - カ 情報通信分野における研究開発を行う者
  - キ 情報通信分野における人材育成を行う者
  - ク その他沖縄 IT 津梁パーク事業の効果を高めるため、知事が必要と認める者
- (2) 国内外の企業と連携・協業してアジア展開の事業を行う者
- (3) 事業資金の調達能力を有している者。
- (4) 事業内容等が各種法令等に抵触せず、施設の構造上、設備上問題なく使用する者。
- (5) アジア IT ビジネスセンター入居から、3年以内を目処に企業集積施設若しくは他の民間施設等へ移転できる者。
- (6) 第6条第2項に規定する入居内定通知書に記載されている内定事項に従い、遅滞なく施設への入居が可能な者。

### (募集方法等)

- 第4条 入居の募集は、原則として公募によるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 事業用専用区画に空きが生じた場合は、随時公募を行う。
- 3 公募の広報は、沖縄 IT 津梁パークホームページ等を通じて行う。

### (入居応募の方法)

- 第5条 事業用専用区画の入居応募は、入居応募者本人又はその代理人が、アジア IT ビジネスセンター入居申込書（第1号様式。以下「入居申込書」という。）に関係資料を添えて、沖縄 IT 津梁パーク管理事務所に持参して行うものとする。ただし、遠隔地の入居応募者については、この限りでない。
- 2 前項の申込み受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、申込み締切日については、午後3時までとする。

(入居者の選考)

第6条 知事は、沖縄 I T津梁パーク入居企業選考委員会において、入居応募者の資格審査等を行い、入居者を内定するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の内定を行ったときは、速やかに入居内定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 入居者の選考基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 沖縄 I T津梁パーク構想との関連性

沖縄 I T津梁パークの基本理念である I T産業集積地としてのブランド力の強化、情報産業クラスターの形成に寄与するものであること。国内外の企業と連携・協業してアジア展開の事業を行い、入居から3年以内を目処にした企業集積施設への移転を計画していること。

(2) 事業計画等の確実性

事業計画及び執行体制が確実であること。

(3) 経営の確実性

経営状況が堅実であり、事業計画の実施に必要な資金計画を有していること。

(4) 高度 I T人材の育成

情報通信関連産業における専門知識を有する人材育成が可能であること。

(5) 県経済への波及効果

県内情報通信関連産業への波及効果が期待されるとともに、新規雇用者の増が見込まれること。

(6) その他

特に事業の必要性などが認められること。

(知事の使用許可)

第7条 知事から入居内定の通知を受けた者(以下「入居内定者」という。)は、知事の指定する期間内に別に定める使用許可申請書を提出しなければならない。

(内定の取消)

第8条 知事は、入居内定者が知事の指定する期間内に使用許可申請書を提出しないとき、又は入居応募申込書の記載事項に著しい変更が生じる等使用許可を与えることが不相当であると認められるときは、第6条第1項の規定による内定を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定による内定の取消しは、入居内定取消通知書(第3号様式)により行うものとする。

(補足)

第9条 この要綱に定めがない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月26日から施行する。